

第 258 回価格審査委員会議事要旨

開催日時、場所	2025 年 4 月 17 日（木）午前 10 時 02 分～11 時 24 分 経済調査会会議室
出席委員	加藤佳孝、久後翔太郎、小路直彦、野口貴文（委員長）、早川潤（五十音順）

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果																								
1. 前回議事概要の確認	・ 前回議事概要案が承認された。																								
2. 「積算資料」5月号土木系資材の価格変動の妥当性について	・ 審査対象資材のうち、5月号で掲載価格に変動が生じる土木系資材、都市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は以下のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。 <table><thead><tr><th>＜品目＞</th><th>【地区】</th><th>（理由）</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="3">【上伸した資材】</td></tr><tr><td>鉄スクラップ</td><td>全国（大阪除く）</td><td>国内需要は低迷が続いているが、輸出向け需要は底堅く推移。需給がやや引き締まったことから、電炉メーカー、問屋筋は購入価格を引き上げ、市況上伸。</td></tr><tr><td>生コンクリート</td><td>千葉</td><td>製造コスト増加を理由に組合が昨年4月より打ち出した値上げの未達分について、組合は足並みをそろえて売り腰を強め、昨年11月に続き、市況上伸。</td></tr><tr><td>生コンクリート</td><td>甲府</td><td>製造コスト増加を理由に組合は今年1月より値上げを打ち出す。域内に有力な非組合員工場はなく、3月以降、新価格が徐々に浸透し、市況上伸。</td></tr><tr><td>生コンクリート</td><td>鳥取</td><td>製造コスト増加を理由に組合は昨年10月より値上げを打ち出す。当初、交渉は難航したが、今年3月以降、非組合員も値上げに追随し、市況上伸。</td></tr><tr><td>生コンクリート</td><td>松江</td><td>需要減少、原材料コスト増加を理由に組合は昨年11月より値上げを打ち出す。非組合員の影響が限られる中、足並みをそろえて売り腰を強め、市況上伸。</td></tr><tr><td>コンクリート用砂（荒目）（細目） コンクリート用砕石</td><td>松江</td><td>老朽化した設備の更新、運搬コスト増加を理由にメーカーは昨年9月より値上げを打ち出す。生コン市況が上昇した主需要者である生コン工場が値上げを受け入れ、市況上伸。</td></tr></tbody></table>	＜品目＞	【地区】	（理由）	【上伸した資材】			鉄スクラップ	全国（大阪除く）	国内需要は低迷が続いているが、輸出向け需要は底堅く推移。需給がやや引き締まったことから、電炉メーカー、問屋筋は購入価格を引き上げ、市況上伸。	生コンクリート	千葉	製造コスト増加を理由に組合が昨年4月より打ち出した値上げの未達分について、組合は足並みをそろえて売り腰を強め、昨年11月に続き、市況上伸。	生コンクリート	甲府	製造コスト増加を理由に組合は今年1月より値上げを打ち出す。域内に有力な非組合員工場はなく、3月以降、新価格が徐々に浸透し、市況上伸。	生コンクリート	鳥取	製造コスト増加を理由に組合は昨年10月より値上げを打ち出す。当初、交渉は難航したが、今年3月以降、非組合員も値上げに追随し、市況上伸。	生コンクリート	松江	需要減少、原材料コスト増加を理由に組合は昨年11月より値上げを打ち出す。非組合員の影響が限られる中、足並みをそろえて売り腰を強め、市況上伸。	コンクリート用砂（荒目）（細目） コンクリート用砕石	松江	老朽化した設備の更新、運搬コスト増加を理由にメーカーは昨年9月より値上げを打ち出す。生コン市況が上昇した主需要者である生コン工場が値上げを受け入れ、市況上伸。
＜品目＞	【地区】	（理由）																							
【上伸した資材】																									
鉄スクラップ	全国（大阪除く）	国内需要は低迷が続いているが、輸出向け需要は底堅く推移。需給がやや引き締まったことから、電炉メーカー、問屋筋は購入価格を引き上げ、市況上伸。																							
生コンクリート	千葉	製造コスト増加を理由に組合が昨年4月より打ち出した値上げの未達分について、組合は足並みをそろえて売り腰を強め、昨年11月に続き、市況上伸。																							
生コンクリート	甲府	製造コスト増加を理由に組合は今年1月より値上げを打ち出す。域内に有力な非組合員工場はなく、3月以降、新価格が徐々に浸透し、市況上伸。																							
生コンクリート	鳥取	製造コスト増加を理由に組合は昨年10月より値上げを打ち出す。当初、交渉は難航したが、今年3月以降、非組合員も値上げに追随し、市況上伸。																							
生コンクリート	松江	需要減少、原材料コスト増加を理由に組合は昨年11月より値上げを打ち出す。非組合員の影響が限られる中、足並みをそろえて売り腰を強め、市況上伸。																							
コンクリート用砂（荒目）（細目） コンクリート用砕石	松江	老朽化した設備の更新、運搬コスト増加を理由にメーカーは昨年9月より値上げを打ち出す。生コン市況が上昇した主需要者である生コン工場が値上げを受け入れ、市況上伸。																							

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果		
○鉄スクラップについて、今回、大阪地区だけ価格が上昇しなかった理由は。 ○千葉地区の生コンクリートのヒアリング調査で、協同組合の出荷量と販売店の取扱数量は別のものか、重複するのか。 3.「積算資料」5月号建築系資材の価格変動の妥当性について	PHC パイル	北陸（新潟除く）	製造コスト、運搬コスト増加を理由にパイル協組は昨年6月より値上げを打ち出す。非組合員も値上げに追随し、新規工事の発注が進むにつれ値上げが浸透して、市況上伸。
	軽油	全国	中東産原油価格は下落し、為替も円高で推移したことから元売業者の原油調達コストは下落したが、政府の補助金を含めた元売卸価格は上昇。販売業者は価格転嫁を進め、市況上伸。
	【下落した資材】		
	異形棒鋼	全国（札幌、九州、那覇除く）	人件費や輸送費等のコスト増加から一部メーカーは値上げを打ち出しているが、長引く需要低迷により数量確保を優先する流通業者間の競合が激しさを増し、市況下落。
	H形鋼	全国（九州除く）	需要低迷により荷動きが精彩を欠く中、販売側は在庫抑制に取り組んでいるが、決算期を迎えて数量指向の販売姿勢が強まり、需要者の指し値を受け入れる動きが広がって、市況下落。
	ストレートアスファルト	全国（那覇除く）	ストアス価格算定期間内の元売原油調達価格は下落し、元売会社は卸価格を引き下げた。ディーラーは道路舗装会社との価格改定交渉において卸価格の変動額を反映し、市況下落。
	・大阪地区は、先月時点で他地区と比べてやや価格が高い水準だったことに加え、地元電炉メーカーの炉休で需要が少なかったことが影響した。		
	・この生コン協同組合は、需要者へ直接販売は行っておらず、全て販売店を通して販売するため、各販売店の取扱数量の合計が協同組合の出荷量となっている。		
	・審査対象資材のうち、5月号で掲載価格に変動が生じる建築系資材、都市について需給、市況動向及び価格判定内容を説明した。その大要は以下のとおりで、質疑及び審議の結果、了承された。		
	<品目>		

審議事項及び委員意見・質問	経済調査会説明・審議結果
○電線・ケーブルの価格について、銅価格の変動の影響が大きいとのことだが、他産業との取り合い等による価格への影響はあるのか。 4. その他 (1) 次回開催予定	・銅は電線・ケーブルの主原料だが、ヒアリング調査の業者の話でも「潜在的需要」という言葉が出てきたように、脱炭素化や電気自動車、再生可能エネルギー設備等の需要に向けて、電気伝導率の高い銅は素材として欠かせないことから引き合いが多く、世界的にも銅需要は増加するとされている。ここ数年、銅価格は上昇傾向にあり、電線・ケーブルの価格もその影響を受けている。 ・2025年5月16日（金）10時～12時と決定。 (以 上)

価格審査委員会規約

(目的)

第 1 条 一般財団法人 経済調査会が実施する資材価格及び工事費(以下「資材価格等」という。)の調査結果について、その妥当性を高め調査の信頼性を向上させることを目的として、第三者による価格審査委員会(以下「委員会」という。)を設置するものとする。

(委員会の事務)

第 2 条 委員会は、代表理事の委嘱に基づき、次の事務を行う。

- 一 資材価格等(定期刊行物に掲載するものに限る。以下同じ。)の調査結果の妥当性について審査すること。審査は公共工事において重要度の高い品目、工事費を選定して行うものとする。
- 二 その他資材価格等の調査に関して必要と認められる事項について審議すること。

(委員会の委員及び任期)

第 3 条 委員は公正中立の立場で審査を適切に行うことのできる学識経験等を有する者のうちから、代表理事が委嘱する。

- 2 委員会は、委員 8 人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし再任を妨げない。また、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第 5 条 委員会は、委員長が招集し、原則として毎月 1 回開催する。

(審査の報告・助言)

第 6 条 委員会は、第 2 条により審査の対象となった事項に関し、必要に応じて代表理事に対し審査結果の報告または助言を行う。

(意見等の聴取)

第 7 条 委員会は、第 2 条の事務を行うにあたり、必要に応じて委員以外の者から意見等を聴取することができる。

(秘密を守る義務)

第 8 条 委員は第 2 条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(事務局)

第 9 条 委員会の事務局は、一般財団法人 経済調査会 調査監理部審査室に置く。なお事務局は価格動向、価格変動理由等の資料を委員会に提出するものとする。

附則

この規約は、平成 15 年 11 月 13 日から施行する。

この規約は、平成 16 年 4 月 13 日から改定施行する。

この規約は、平成 18 年 4 月 13 日から改定施行する。

この規約は、平成 21 年 4 月 13 日から改定施行する。

この規約は、平成 24 年 6 月 15 日から改定施行する。